

議案第44号

富士見市役所出張所設置条例等の一部を改正する条例の制定について
富士見市役所出張所設置条例（昭和33年条例第45号）等の一部を改正する条例
を別紙のとおり制定する。

令和8年6月2日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業の換地処分に伴い、町名地番変更を行うため、富士見市役所出張所設置条例等の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市役所出張所設置条例等の一部を改正する条例

(富士見市役所出張所設置条例の一部改正)

第1条 富士見市役所出張所設置条例(昭和33年条例第45号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「大字鶴馬2, 602番地3」を「鶴瀬西1丁目1番地1」に改める。

(富士見市立集会所条例の一部改正)

第2条 富士見市立集会所条例(昭和53年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第1条の表中「大字鶴馬2593番地」を「鶴瀬西1丁目66番地5」に改める。

(富士見市立サンライトホール条例の一部改正)

第3条 富士見市立サンライトホール条例(昭和55年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「大字鶴馬2602番地3」を「鶴瀬西1丁目1番地1」に改める。

(富士見市立自動車駐車場条例の一部改正)

第4条 富士見市立自動車駐車場条例(平成11年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「大字鶴馬2605番地7」を「鶴瀬西1丁目100番地」に改める。

(富士見市立市民交流センター条例の一部改正)

第5条 富士見市立市民交流センター条例(平成13年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「大字鶴馬3575番地1」を「鶴瀬西1丁目44番地7」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。